



スイス国立銀行、ユーロに対するスイスフランの上限撤廃とともに政策金利の引き下げへ

1月15日、スイス国立銀行（中央銀行）は、スイスフランの対ユーロの上限、1ユーロ=1.20スイスフランを撤廃するとともに、政策金利を0.5%引き下げ、-0.75%とすることを決定しました。

スイス国立銀行は、2011年9月に金融市場の不確実性を背景にスイスフランが必要以上に評価され、それによるスイス経済への悪影響を懸念してユーロに対する上限を導入しました。その後、欧州中央銀行（ECB）の金融緩和によってユーロが対ドルで下落する中、対ユーロでの上限導入によりスイスフランも対ドルで下落したことにより、スイスフランの割高感が解消されてきたとの判断が今回の決定につながりました。その一方で、今後の急激なスイスフラン高を抑制するために、同時に政策金利を引き下げております。

この決定後、スイスフランはユーロ、米ドル、円等の主要通貨に対して上昇している一方で、スイス株式市場（スイスSPI指数）は下落して推移しています。



[投資信託をお申込みに際しての留意事項]

| 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価値が変動します。従ってお客様のご投資された金額を下回ることもあります。
また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧下さい。

| 投資信託に係る費用について

[ご投資頂くお客様には以下の費用をご負担いただきます。]

購入時に直接ご負担いただく費用	購入時手数料 上限3.78%（税込み）
換金時に直接ご負担いただく費用	信託財産留保金 上限0.7%
投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用	信託報酬 上限2.052%（税込み）
その他の費用等	上記以外に保有期間等に応じてご負担頂く費用があります。 「その他の費用等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 交付目論見書、契約締結前交付書面等でご確認下さい。

※ 当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントが運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく交付目論見書や契約締結前交付書面をご覧下さい。



損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号

加入協会／一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料のご利用にあたっての注意事項

- ◆ 当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により情報提供を目的として作成された資料です。したがって、勧誘を目的としたものではありません。また、法令等にもとづく開示書類ではありません。
- ◆ 投資信託は、主として値動きのある証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失が生じ、投資元金を割り込むことがあります。
- ◆ 当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果等を保証するものではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。投資信託をお申し込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時に渡しますので、必ずお受け取りの上、詳細をご確認ください。また、お申込みに関する決定は、お客さま自身でご判断下さい。